

郡山市風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農業振興を図るため、本市農業の作業効率化と品質向上を図ることを目的とした農業者の組織する団体等に対し、農業機械や資材の導入に係る費用等に対する補助金を交付することについて、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領（令和3年4月14日制定。以下「県実施要領」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受益農家 補助事業を実施する農業者
 - (2) 受益面積 補助事業を実施する農地の面積
- (補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住する野菜又は果樹を生産する農業法人又は農業者の組織する団体等のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 受益農家が3戸以上（中山間地域等は2戸以上）であるもの
 - (2) 受益面積が次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積であるもの
 - ア 施設野菜 20a以上
 - イ 露地野菜 30a以上
 - ウ 施設果樹 20a以上
 - エ 露地果樹 50a以上
 - (3) 県実施要領に基づき事業実施計画書を提出し、承認を受けているもの
- (補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県育成品種の種苗購入費、施設及び施設付帯設備の資材購入費、設備資材の購入費並びに機械等のリース導入費とし、補助金の額は補助対象経費の10分の6以内で予算の範囲内で定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は県実施要領第4の1の事業実施計画書とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第1号様式）とする。

2 前項の申請をする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消

費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率の税率を乗じて得た金額）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに関する消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

（補助事業等の事前着手の申請等）

第7条 補助金等の交付の申請をしようとする者が、補助金等の交付の決定前に補助事業等に着手しようとするときは、補助事業等事前着手承認申請書（第2号様式）を市長に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助事業等事前着手承認申請書の審査等により、当該補助事業等の目的及び内容が適正であるか、当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかなどを確認し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、速やかに承認をしなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 諸般の事情から補助金が交付されないことになつても異議を申し出ないこと
- (2) 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと
- (3) 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること

4 市長は、第2項の承認をしたときは、補助事業等事前着手承認通知書（第3号様式）により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 県実施要領第8の実施状況報告書
 - (2) 事業実施状況が確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月14日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

収支予算書

（1）収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（2）支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所

申請人 団体名

氏 名

補助事業等事前着手承認申請書

次の事業（事務）について、補助金等の交付決定前に着手したいので、郡山市風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

補助事業等の名称	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
事前着手の理由	

第3号様式（第7条関係）

（文書の記号）第 号

住 所

申請者 団体名

氏 名

様

補助事業等事前着手承認通知書

年 月 日付けで提出された補助事業等事前着手承認申請に対し、次のとおり補助事業等事前着手について承認したので、郡山市風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長 印

補助事業等の名称	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

（事前着手の条件）

- 1 諸般の事情から補助金が交付されないことになつても異議を申し出ないこと
- 2 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと
- 3 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること